

労働関係法令遵守状況報告書等提出についての対象下請負者への明示

あなたが締結する契約は、条例で定める「指定管理業務」に係るものであるため、指定管理業務に係る下請負者等として、労働関係法令遵守状況報告書を提出する必要があります。

下記の指定管理業務を行う指定管理者及びその一部の下請負者等は、労働関係法令の遵守状況や改善措置について丹波篠山市に報告する必要があり、下請負契約、再委託契約又は派遣労働者に当該業務に従事させる契約を締結しようとするときは、当該報告の提出が必要な契約であることをその相手方である事業者に知らせることが義務付けられています。（丹波篠山市公契約条例第10条、第12条、第15条、第16条）

指定管理業務の 名称			
指定管理期間		下請等契約の 契約期間	
対象受注者 (指定管理者)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		

- 1 次下請、2次下請、再委託、再々委託、人材派遣等を問わず、指定管理業務を行う下請負者等の事業者は、当該業務に係る契約を締結してから1か月以内に、対象受注者（指定管理者）に労働関係法令遵守状況報告書を提出してください。
- 2 既に対象受注者に提出した労働関係法令遵守状況報告書のうち労働関係法令の遵守状況に関する事項に変更が生じた場合は、速やかに、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を対象受注者（指定管理者）に提出してください。
- 3 労働関係法令遵守状況報告書の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」に「○」を記入した場合、法令上の義務がない場合を除き、原則として指定管理業務の下請等の契約締結から6か月以内に、改善措置を講じた上で、丹波篠山市に措置結果報告書を提出してください。
- 4 指定管理業務について、更に下請等の契約を締結する場合は、この文書を使用するなどして、労働関係法令の遵守状況や改善措置について丹波篠山市に報告する必要があることなどを、下請等の相手方となる事業者には必ず知らせてください。
- 5 丹波篠山市公契約条例に違反し公表されている事業者とは、本市の公契約に係る業務について下請等契約をしないでください。

お問合せ先・措置結果報告書の提出先

〒669-2397

丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市行政経営部管財契約課

TEL：079-552-5197 FAX：079-552-5665